

平成30年度 第二期建築士定期講習受講案内



平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う「建築士定期講習」を受けることが義務付けられています。なお、施行日以降に建築士試験に合格した方で建築士事務所に所属した建築士の方は、その合格日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 3 年以内に建築士定期講習を受講すればよいこととなります。建築士事務所に所属する方で、平成 27 年度に建築士定期講習を修了した方は、平成 30 年度中に当該建築士定期講習を受講しなければなりません。

1. 受講申込書配布・受付場所

配布・受付場所 公益社団法人鹿児島県建築士会

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16 番 301 号 県住宅供給公社 326 号室(Tel.099-222-2005)

※郵送による配布をご希望の方は、郵送料(切手140円)と共に、郵便番号、住所及び氏名を記入したラベルを同封し、上記配布場所へご請求ください。

※申込書は下記ホームページからダウンロードにより取得することもできます。

(公財)建築技術教育普及センター <http://www.jaeic.or.jp/>

※郵送による提出は、受講票の返送用封筒(82円切手を貼付)を同封のうえ、上記建築士会へ受講申込書とともに簡易書留郵便等により送付してください。

※講習の受付は申込受付順とし、受付期間中であっても定員に達し次第受付を終了いたします。

2. 講習日及び講習会場案内等

(1)講習日及び講習会場

会場コード	講習日	講習会場名	定員	受付期間
8G-01	8月24日(金) 9:00~17:30	かごしま県民交流センター 鹿児島市山下町 14-50	70名	5月21日~7月31日

(2)講習の標準時間割

項目	項目【内容】		時間
	受付開始		
受講説明	受講注意事項の説明		
講義	建築物の建築に関する法令に関する科目 1		60分
講義	建築物の建築に関する法令に関する科目 2		60分
	休憩		
講義	建築物の建築に関する法令に関する科目 3		60分
講義	設計及び工事監理に関する科目		120分
修了考査説明	修了考査注意事項の説明		
修了考査 (テキスト参照可) 正誤方式	一級建築士 (40問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	60分
	二級建築士 (35問)	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く)の設計 及び工事監理に関する科目	
	木造建築士 (30問)	・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物 を除く)の設計及び工事監理に関する科目	

3. 問い合わせ先 公益社団法人鹿児島県建築士会 TEL 099-222-2005